

事 務 連 絡

平成 23 年 1 月 27 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

**チクングニア熱の感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律施行令における感染症への追加等**

このことについて、平成23年1月14日付け厚生労働省健康局結核感染症課から、別添写しのとおり通知があったので、ご了知の上、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、チクングニア熱を四類感染症に、また、薬剤耐性アシネトバクター感染症を五類感染症に追加すること等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令、検疫法施行令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則をそれぞれ一部改正されたことに伴い、医師及び指定届出機関の管理者に対する届け出るべき感染症を示した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の改正について関係機関への周知を各都道府衛生主管部長あて依頼されたことについて情報提供されたものです。

なお、このたび追加される感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第5条に規定される獣医師の届出を必要とする感染症に該当しない旨申し添えます。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡
平成23年1月14日

社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び
第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について
(情報提供)

本日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成23年1月14日政令第5号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年1月14日厚生労働省令第6号)が公布されたことを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(平成18年3月8日健感発第0308001号)」について、別添新旧対照表のとおり改正することとし、別紙のとおり都道府県等衛生主管部(局)長あて通知しましたので、お知らせします。

健感発 0114第 1号
平成23年1月14日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成23年1月14日政令第5号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年1月14日厚生労働省令第6号)が平成23年1月14日公布されたところである。

これらの改正等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)について、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、ご了知の上、関係機関に周知願いたい。なお、本改正については、南米出血熱に関しては、平成23年1月24日から、それ以外のものは平成23年2月1日から施行する。

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一類感染症 1～3 (略)</p> <p>4 南米出血熱 (1) 定義 南米大陸におけるアレナウイルス科アレナウイルス属のウイルスによる出血熱の総称である。南米出血熱であるアルゼンチン出血熱、ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱、ボリビア出血熱は、それぞれ、アレナウイルス科のフニンウイルス、サビアウイルス、ガナリトウイルス、マチュポウイルスによる感染症である。ボリビアにおける出血熱患者からチャパレウイルスという新種のウイルスが分離され、このウイルスによる出血熱も南米出血熱に含まれる。</p> <p>(2) 臨床的特徴 主な感染経路は、ウイルス保有ネズミの排泄物、唾液、血液等との接触である。潜伏期間は7～14日で、初期症状として突然の発熱、筋肉痛、悪寒、背部痛、消化器症状がみられる。3～4日後には衰弱、嘔吐、目まいなどが出現し、重症例では高熱、出血傾向、ショックが認められる。歯肉縁の出血が特徴的とされるが、その後皮下や粘膜からの出血に進展する。神経症状を呈することもあり、舌や手の振戦から、せん妄、こん睡、痙攣に至る。致死率は30%に上るとされる。回復例では発症後10～13日頃から寛解傾向がみられるが、最終的には数ヶ月かかることが多い。</p> <p>(3) 届出基準 ア～エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検索した結果、症状や所見から、南米出血熱により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一類感染症 1～3 (略)</p> <p>4 南米出血熱 (1) 定義 アルゼンチン出血熱、ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱、ボリビア出血熱の総称であり、それぞれ、アレナウイルス科のフニンウイルス、サビアウイルス、ガナリトウイルス、マチュポウイルスによる感染症である。</p> <p>(2) 臨床的特徴 主な感染経路は、ウイルス保有ネズミの排泄物、唾液、血液等との接触である。潜伏期間は7～14日で、初期症状として突然の発熱、筋肉痛、悪寒、背部痛、消化器症状がみられる。3～4日後には衰弱、嘔吐、目まいなどが出現し、重症例では高熱、出血傾向、ショックが認められる。歯肉縁の出血が特徴的とされるが、その後皮下や粘膜からの出血に進展する。神経症状を呈することもあり、舌や手の振戦から、せん妄、こん睡、痙攣に至る。致死率は30%に上るとされる。回復例では発症後10～13日頃から寛解傾向がみられるが、最終的には数ヶ月かかることが多い。</p> <p>(3) 届出基準 ア～エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検索した結果、症状や所見から、南米出血熱により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p>

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液、脳脊髄液、尿
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
ELISA法又は蛍光抗体法によるIgM抗体若しくはIgG抗体の検出	血清

5～7 (略)

第3 二類感染症
1及び2 (略)

3 ジフテリア

(1) 及び(2) (略)

(3) 届出基準

ア～ウ (略)

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ジフテリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出 [※] 、かつ、分離菌におけるジフテリア毒素の確認	病変(感染)部位からの採取材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	

(※) 本感染症は、*Corynebacterium diphtheriae* によるものであるが、*Corynebacterium ulcerans* 及び *Corynebacterium pseudotuberculosis* においてもジフテリア毒素を産生する株が確認されているので、分離・同定による病原体の検出、病原体の毒素遺伝子の検出の際に留意が必要である。

4及び5 (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
ELISA法又は蛍光抗体法によるIgM抗体若しくはIgG抗体の検出	血清

5～7 (略)

第3 二類感染症
1及び2 (略)

3 ジフテリア

(2) 及び(2) (略)

(3) 届出基準

ア～ウ (略)

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ジフテリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出、かつ、分離菌におけるジフテリア毒素の確認	病変(感染)部位からの採取材料
PCR法による病原体の遺伝子の検出	

4及び5 (略)

第4 三類感染症

1～3 (略)

4 腸チフス

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から腸チフスが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、腸チフス患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

鑑別を必要とする疾患は、パラチフス、マラリア、デング熱、A型肝炎、つつが虫病、チクングニア熱である。

イ～エ (略)

5 パラチフス

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からパラチフスが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、パラチフス患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

鑑別を必要とする疾患は、腸チフス、マラリア、デング熱、A型肝炎、つつが虫病、チクングニア熱である。

イ～エ (略)

第5 四類感染症

1～17 (略)

18 チクングニア熱

第4 三類感染症

1～3 (略)

4 腸チフス

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から腸チフスが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、腸チフス患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

鑑別を必要とする疾患は、パラチフス、マラリア、デング熱、A型肝炎、つつが虫病である。

イ～エ (略)

5 パラチフス

(1)～(2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からパラチフスが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、パラチフス患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

鑑別を必要とする疾患は、腸チフス、マラリア、デング熱、A型肝炎、つつが虫病である。

イ～エ (略)

第5 四類感染症

1～17 (略)

(新設)

(1) 定義

トガウイルス科アルファウイルス属に属するチクングニアウイルスによる感染症である。

(2) 臨床的特徴

チクングニアウイルスを保有するヤブカ属のネッタイシマカ、ヒトスジシマカなどに刺されることで感染する。潜伏期間は3～12日（通常3～7日）で、患者の大多数は急性熱性疾患の症状を呈する。発熱と関節痛は必発であり、発疹は8割程度に認められる。関節痛は四肢（遠位）に強く対称性で、その頻度は手首、足首、指趾、膝、肘、肩の順であり、関節の炎症や腫脹を伴う場合もある。関節痛は急性症状が軽快した後も、数週間から数ヶ月にわたって続く場合がある。その他の症状としては、全身倦怠感・頭痛・筋肉痛・リンパ節腫脹である。血液所見では、リンパ球減少、血小板減少が認められる。重症例では神経症状（脳症）や劇症肝炎が報告されている。アフリカ、インド洋島嶼国、インド、東南アジアの熱帯・亜熱帯地域を中心として流行がみられている。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からチクングニア熱が疑われ、かつ、エの次に掲げる表の左欄に掲げる検査方法により、チクングニア熱患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、チクングニア熱の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、チクングニア熱が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、チクングニア熱により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑いの死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、チクングニア熱により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
IgM抗体の検出	血清
ELISA法(IgG抗体)、中和試験又は赤血球凝集阻止法による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

19 つつが虫病

20 デング熱(略)

21 東部ウマ脳炎(略)

22 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)(略)

23 ニパウイルス感染症(略)

24 日本紅斑熱(略)

25 日本脳炎(略)

26 ハンタウイルス肺症候群

(1) 定義

ブニヤウイルス科、ハンタウイルス属の新世界ハンタウイルス(シンノンブレウイルス等)による急性呼吸器感染症である。

(2) 臨床的特徴

前駆症状として発熱と筋肉痛がみられる。次いで咳、急性に進行する呼吸困難が特徴的で、しばしば消化器症状及び頭痛を伴う。頻呼吸、頻拍の出現頻度が高い。半数に低血圧等を伴う。発熱・悪寒は1~4日続き、次いで進行性呼

18 つつが虫病(略)

19 デング熱(略)

20 東部ウマ脳炎(略)

21 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)(略)

22 ニパウイルス感染症(略)

23 日本紅斑熱(略)

24 日本脳炎(略)

25 ハンタウイルス肺症候群

(1) 定義

ブニヤウイルス科、ハンタウイルス属のウイルス(Sin Nombre virus)による急性呼吸器感染症である。

(2) 臨床的特徴

前駆症状として発熱と筋肉痛がみられる。次いで咳、急性に進行する呼吸困難が特徴的で、しばしば消化器症状及び頭痛を伴う。頻呼吸、頻拍の出現頻度が高い。半数に低血圧等を伴う。発熱・悪寒は1~4日続き、次いで進行性呼

吸困難、酸素不飽和状態に陥る（肺水腫、肺浮腫による）。早い場合は発症後24時間以内の死亡も頻繁にみられる。肺水腫等の機序は心原性ではない。X線で肺中に広範な滲出液の貯留した特徴像が出る。致死率は40～50%である。

感染経路としては、①ウイルスを含む排泄物（尿、便）、唾液により汚染されたほこりを吸い込む（これが最も多い）、②手足の傷口からウイルスに汚染されたネズミの排泄物、唾液が接触して入る、③ネズミに咬まれる等である。

媒介動物は、米国ではシカシロアシネズミが、南米ではコットンラットがウイルス保有動物として最も一般的である。ウイルスを媒介するこの群のネズミは米国、カナダ、中南米（チリ、アルゼンチン等）にも存在する。このネズミとウイルスは日本では見つからない。

(3) (略)

27 Bウイルス病 (略)

28 鼻疽 (略)

29 ブルセラ症 (略)

30 ベネズエラウマ脳炎 (略)

31 ヘンドラウイルス感染症 (略)

32 発しんチフス (略)

33 ボツリヌス症 (略)

34 マラリア (略)

35 野兎病 (略)

36 ライム病 (略)

37 リッサウイルス感染症 (略)

吸困難、酸素不飽和状態に陥る（肺水腫、肺浮腫による）。早い場合は発症後24時間以内の死亡も頻繁にみられる。肺水腫等の機序は心原性ではない。X線で肺中に広範な滲出液の貯留した特徴像が出る。致死率は約60%という報告もある。

感染経路としては、①ウイルスを含む排泄物（尿、便）、唾液により汚染されたほこりを吸い込む（これが最も多い）、②手足の傷口からウイルスに汚染されたネズミの排泄物、唾液が接触して入る、③ネズミに咬まれる等である。

媒介動物は、米国ではシカシロアシネズミがウイルス保有動物として最も一般的である。ウイルスを媒介するこの群のネズミは米国、カナダ、中南米（チリ、アルゼンチン等）にも存在する。このネズミとウイルスは日本では見つからない。

(3) (略)

26 Bウイルス病 (略)

27 鼻疽 (略)

28 ブルセラ症 (略)

29 ベネズエラウマ脳炎 (略)

30 ヘンドラウイルス感染症 (略)

31 発しんチフス (略)

32 ボツリヌス症 (略)

33 マラリア (略)

34 野兎病 (略)

35 ライム病 (略)

36 リッサウイルス感染症 (略)

38 リフトバレー熱 (略)

39 類鼻疽 (略)

40 レジオネラ症 (略)

41 レプトスピラ症 (略)

42 ロッキー山紅斑熱 (略)

第6 五類感染症
1～41 (略)

42 薬剤耐性アシネトバクター感染症

(1) 定義

広域β-ラクタム剤、アミノ配糖体、フルオロキノロンの3系統の薬剤に対して耐性を示すアシネトバクター属菌による感染症である。

(2) 臨床的特徴

感染防御機能の低下した患者や抗菌薬長期使用中の患者に日和見感染し、肺炎などの呼吸器感染症、尿路感染症、手術部位や外傷部位の感染症、カテーテル関連血流感染症、敗血症、髄膜炎、皮膚、粘膜面、軟部組織、眼などに多彩な感染症を起こす。

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から薬剤耐性アシネトバクター感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、薬剤耐性アシネトバクター感染症患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を月単位で、翌月の初日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、薬剤耐性アシネトバクター感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、薬剤耐性ア

37 リフトバレー熱 (略)

38 類鼻疽 (略)

39 レジオネラ症 (略)

40 レプトスピラ症 (略)

41 ロッキー山紅斑熱 (略)

第6 五類感染症
1～41 (略)

(新設)

シネトバクター感染症により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を月単位で、翌月の初日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
<p>分離・同定による病原体の検出（敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎）及び以下の検査室での判断基準を満たすもの <u>（検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。）</u> ア イミペネムのMIC\geq16μg/ml 又は、イミペネムの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC\geq32μg/ml 又は、アミカシンの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が14mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC\geq4μg/ml 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が15mm以下</p>	<p>血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体</p>
<p>分離・同定による病原体の検出、かつ、感染症の起原菌と判定された場合（呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、皮膚・軟部組織感染症、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、眼炎）及び以下の検査室での判断基準を満たすもの <u>（検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。）</u> ア イミペネムのMIC\geq16μg/ml 又は、イミペネムの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC\geq32μg/ml 又は、アミカシンの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が14mm以下</p>	<p>喀痰、気道分泌液、口腔粘液、膿・滲出液、尿、耳漏、眼脂 無菌的ではない検体</p>

ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク (KB) の阻止円の直径が 1.5 mm 以下)

(※) イミペネム以外のカルバペネム系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

また、シプロフロキサシン以外のフルオロキノロン系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性が得られた場合も判断基準のウを満たすものとする。シプロフロキサシンによる検査と、その他のフルオロキノロン系薬剤による試験を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のウを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

4.3 薬剤耐性緑膿菌感染症

(1) ~ (3) (略)

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出 (敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎) 及び以下の検査室での判断基準を満たすもの (検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。) ア イミペネムのMIC $\geq 16 \mu\text{g/ml}$ 又は、イミペネムの感受性ディスク (KB) の阻止円の直径が 1.3 mm 以下 イ アミカシンのMIC $\geq 32 \mu\text{g/ml}$ 又は、アミカシンの感受性ディスク (KB) の阻止円の直径が 1.4 mm 以下 ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク (KB)	血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体

4.2 薬剤耐性緑膿菌感染症

(1) ~ (3) (略)

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出 (敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎) 及び以下の検査室での判断基準を満たすもの (検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。) ア イミペネムのMIC $\geq 16 \mu\text{g/ml}$ 又は、イミペネムの感受性ディスク (KB) の阻止円の直径が 1.3 mm 以下 イ アミカシンのMIC $\geq 32 \mu\text{g/ml}$ 又は、アミカシンの感受性ディスク (KB) の阻止円の直径が 1.4 mm 以下 ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク (KB)	血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体

<p>の阻止円の直径が1.5mm以下)</p> <p>分離・同定による病原体の検出、かつ、感染症の起因菌と判定された場合(呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、皮膚・軟部組織感染症、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、眼炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの</p> <p>(検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。</p> <p>ア イミペネムのMIC\geq16μg/ml 又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が1.3mm以下</p> <p>イ アミカシンのMIC\geq32μg/ml 又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が1.4mm以下</p> <p>ウ シプロフロキサシンのMIC\geq4μg/ml 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が1.5mm以下)</p>	<p>喀痰、気道分泌液、口腔粘液、膿・滲出液、尿、耳漏、眼脂</p> <p>無菌的ではない検体</p>	<p>の阻止円の直径が1.5mm以下)</p> <p>分離・同定による病原体の検出、かつ、感染症の起因菌と判定された場合(呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、皮膚・軟部組織感染症、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、眼炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの</p> <p>(検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。</p> <p>ア イミペネムのMIC\geq16μg/ml 又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が1.3mm以下</p> <p>イ アミカシンのMIC\geq32μg/ml 又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が1.4mm以下</p> <p>ウ シプロフロキサシンのMIC\geq4μg/ml 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が1.5mm以下)</p>	<p>喀痰、気道分泌液、口腔粘液、膿・滲出液、尿、耳漏、眼脂</p> <p>無菌的ではない検体</p>
--	---	--	---

(※) イミペネム以外のカルバペネム系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

また、シプロフロキサシン以外のフルオロキノロン系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性が得られた場合も判断基準のウを満たすものとする。シプロフロキサシンによる検査と、その他のフルオロキノロン系薬剤による試験を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のウを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

第7 (略)
別記様式1-1~1-3 (略)

第7 (略)
別記様式1-1~1-3 (略)

別記様式 1 - 4

別記様式 1 - 4

南米出血熱発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 _____ 報告年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類 ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
7 当該者住所	電話() -				
8 当該者所在地	電話() -				
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -			

病型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) アルゼンチン出血熱 2) ブラジル出血熱 3) ベネズエラ出血熱 4) ポリビア出血熱、その他	11 ・発熱 ・悪寒 ・嘔吐 ・めまい ・出血 ・ショック ・神経症状 ・その他 () 状 ・なし	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 接触感染（接触した人・物の種類・状況：） 2 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況：） 3 針等の鋭利なものの刺入による感染（刺入物の種類・状況：） 4 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況：） 5 その他（） ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域）
12 ・分離・同定による病原体の検出 検体：血液・その他（） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・その他（） ・ELISA法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・蛍光抗体法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・その他の方法（） 検体（） 結果（） ・臨床決定（）	13 初診年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 14 診断（検査(※)）年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 15 感染したと推定される年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 16 発病年月日（*） 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 17 死亡年月日(※) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに
行ってください

別記様式 1 - 5 ~ 別記様式 4 - 17 (略)

別記様式 1 - 4

別記様式 1 - 4

南米出血熱発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 _____ 報告年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類 ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
7 当該者住所	電話() -				
8 当該者所在地	電話() -				
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -			

病型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) アルゼンチン出血熱 2) ブラジル出血熱 3) ベネズエラ出血熱 4) ポリビア出血熱	11 ・発熱 ・悪寒 ・嘔吐 ・めまい ・出血 ・ショック ・神経症状 ・その他 () 状 ・なし	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 接触感染（接触した人・物の種類・状況：） 2 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況：） 3 針等の鋭利なものの刺入による感染（刺入物の種類・状況：） 4 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況：） 5 その他（） ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域）
12 ・分離・同定による病原体の検出 検体：血液・その他（） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・その他（） ・ELISA法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・蛍光抗体法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・その他の方法（） 検体（） 結果（） ・臨床決定（）	13 初診年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 14 診断（検査(※)）年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 15 感染したと推定される年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 16 発病年月日（*） 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 17 死亡年月日(※) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに
行ってください

別記様式 1 - 5 ~ 別記様式 4 - 17 (略)

別記様式 4-18

チクングニア熱発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※） _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の種類 ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(0歳は月齢) 歳 (月)	6 当該者職業	
7 当該者住所 電話 () -					
8 当該者所在地 電話 () -					
9 保護者氏名 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話 () -					

11 症 状	<ul style="list-style-type: none"> 発熱 関節の炎症、腫脹 筋肉痛 血小板減少 劇症肝炎 その他 () なし 	<ul style="list-style-type: none"> 関節痛 発疹 全身倦怠感 リンパ節腫脹 白血球減少 神経症状 	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況） 2 その他 ()
	12 診断方法	<ul style="list-style-type: none"> 分離・同定による病原体の検出 検体：血液・その他 () 血清型：() 検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・その他 () 血清型：() 血清IgM抗体の検出 ペア血清でのELISA法によるIgG抗体の検出 結果：抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ペア血清での赤血球凝集阻防止抗体の検出 結果：抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 ペア血清での中和抗体の検出 結果：抗体陽転 ・抗体価の有意上昇 その他の方法 () 検体 () 結果 () 	<ul style="list-style-type: none"> ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国) 詳細地域 () 渡航時期 ()
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項	
14 診断（検査）年月日	平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日		
16 発病年月日（*）	平成 年 月 日		
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日		

この届出は診断後直ちに行ってください

1. 3. 11. 12. 18欄は該当する番号等を○で囲み、4. 5. 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 11. 12欄は、該当するものすべてを記載すること。

別記様式 4-19 (略)

別記様式 4-18 (略)

別記様式 4-20 (略)

別記様式 4-19 (略)

別記様式4-21 (略)

別記様式4-22 (略)

別記様式4-23 (略)

別記様式4-24 (略)

別記様式4-25 (略)

別記様式4-26 (略)

別記様式4-27 (略)

別記様式4-28 (略)

別記様式4-29 (略)

別記様式4-30 (略)

別記様式4-31 (略)

別記様式4-32 (略)

別記様式4-33 (略)

別記様式4-34 (略)

別記様式4-35 (略)

別記様式4-36 (略)

別記様式4-37 (略)

別記様式4-20 (略)

別記様式4-21 (略)

別記様式4-22 (略)

別記様式4-23 (略)

別記様式4-24 (略)

別記様式4-25 (略)

別記様式4-26 (略)

別記様式4-27 (略)

別記様式4-28 (略)

別記様式4-29 (略)

別記様式4-30 (略)

別記様式4-31 (略)

別記様式4-32 (略)

別記様式4-33 (略)

別記様式4-34 (略)

別記様式4-35 (略)

別記様式4-36 (略)

別記様式4-38 (略)

別記様式4-39 (略)

別記様式4-40 (略)

別記様式4-41 (略)

別記様式4-42 (略)

別記様式5-1~別記様式7-5 (略)

別記様式7-6

別記様式7-6

感染症発生動向調査 (基幹定点)

月報

調査期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名: _____

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	検体採取部位**
1			1 2 3 4	
2			1 2 3 4	
3			1 2 3 4	
4			1 2 3 4	
5			1 2 3 4	
6			1 2 3 4	
7			1 2 3 4	
8			1 2 3 4	
9			1 2 3 4	
10			1 2 3 4	

- * 疾病名 (番号を○で囲む)
 1: メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
 2: ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
 3: 薬剤耐性緑膿菌感染症
 4: 薬剤耐性アシネトバクター感染症

** 検体採取部位
 複数部位から検出された場合は、
 最も重要と考えられる1カ所のみを記載。

別記様式7-7 (略)

別記様式4-37 (略)

別記様式4-38 (略)

別記様式4-39 (略)

別記様式4-40 (略)

別記様式4-41 (略)

別記様式5-1~別記様式7-5 (略)

別記様式7-6

別記様式7-6

感染症発生動向調査 (基幹定点)

月報

調査期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名: _____

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	検体採取部位**
1			1 2 3	
2			1 2 3	
3			1 2 3	
4			1 2 3	
5			1 2 3	
6			1 2 3	
7			1 2 3	
8			1 2 3	
9			1 2 3	
10			1 2 3	

- * 疾病名 (番号を○で囲む)
 1: メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
 2: ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
 3: 薬剤耐性緑膿菌感染症

** 検体採取部位
 複数部位から検出された場合は、
 最も重要と考えられる1カ所のみを記載。

別記様式7-7 (略)



健発0114第2号
平成23年1月14日

各
〔都道府県知事
政令市市長
特別区区長〕 殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び
検疫法施行令の一部を改正する政令等の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第5号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第6号)が本日公布されたところ、今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係者への周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令について
 - (1) 改正の概要
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令関係
 - ア チクングニア熱を四類感染症に追加したこと。
 - イ アレナウイルス属チャパレウイルス及びエボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルスを一種病原体等及び特定一種病原体等に追加したこと。
 - ② 検疫法施行令関係
 - ア チクングニア熱を検疫感染症に追加したこと。
 - イ 検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料の額を診療報酬の改定を踏まえ、改定したこと。
 - (2) 施行期日
 - (1)の①のイについては、平成23年1月24日から、それ以外のものは平成23年2月1日から施行するものとしたこと。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

(1) 改正の概要

薬剤耐性アシネトバクター感染症を五類感染症に追加するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 14 条に基づき指定届出機関により発生動向を把握する対象疾病としたこと。

(2) 施行期日

平成 23 年 2 月 1 日から施行するものとしたこと。

3 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）について別添（新旧表）のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

第二十二條第二項第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 一・一 ジメチルヒドrazilン

第二十三條第一号及び第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五号中「三酸化砒素」を「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をし、三酸化砒素」に改める。

別表第三第二号15を次のように改める。
15 酸化プロピレン
別表第三第二号19の次に次のように加える。
19の2 一・一 ジメチルヒドrazilン

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。）

附則第三條第一号中「以下の各条」を「次号」に、「次のいずれかに該当するもの」を「この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるものうち、直径千五百ミリメートル以上のもの」に改め、イ及びロを削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定及び附則第五條から第七條までの規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六條第十八号に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六條第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十三年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七條第一項の規定は、適用しない。
一 新令第十八條第九号の十三、第十四号の九、第十四号の十及び第三十号の二に掲げる物
二 新令第十八條第九号の十三、第十四号の九、第十四号の十及び第三十号の二に掲げる物

第四条 事業者は、新令第二十一條第七号に掲げる作業場（旧令第二十一條第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

第五条 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百五十七号。次条において「旧改正令」という。）附則第三條第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五條の規定は、適用しない。
第六条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五條の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八條及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）
第七條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第五項第十一号及び第二十項第六号並びに第五十六條の三第一項第一号並びに検疫法（昭和二十六年法律第二二一号）第二條第三号、第二十六條及び第二十六條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）
第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「腎症候性出血熱」を「腎症候性出血熱」に改め、同条第三十一号を第三十二号とし、第十七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「日本紅斑熱」を「日本紅斑熱」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。
十一 チクングニア熱
第一条の次に次の一号を加える。

（二種病原体等）
第一条の二 法第六條第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

一 アレナウイルス属チャバレイウイルス
二 エボラウイルス属ブンディエギョエボラウイルス
第十五條第一号中「サビアウイルス」の下に「チャバレイウイルス」を加え、同条第二号中「スーダンエボラウイルス」の下に「ブンディエギョエボラウイルス」を加える。

（検疫法施行令の一部改正）
第二条 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「感染症は」の下に「チクングニア熱」を加える。
別表第二号又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

エボラ出血熱	一件につき	二、七五〇円
クリミア・コンゴ出血熱	一件につき	二、七五〇円
痘そう	一件につき	二、七五〇円
南米出血熱	一件につき	二、七五〇円
ペスト	一件につき	七、五〇〇円

人又は貨物に対する検疫
感染症の病原体の有無に
関する検査

マールブルグ病	一件につき	二、七五〇円
ラッサ熱	一件につき	二、七五〇円
新型インフルエンザ等感染症	一件につき	三、四五〇円
チクングニア熱	一件につき	二、三三〇円
デング熱	一件につき	二、三三〇円
鳥インフルエンザ(H5N1)	一件につき	三、四五〇円
マラリア	一件につき	二、〇五〇円

別表第一の二病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

急性灰白髄炎	一件につき	二、三五〇円
細菌性赤痢	一件につき	二、九〇〇円
ジフテリア	一件につき	三、一〇〇円
腸チフス	一件につき	二、九〇〇円
パラチフス	一件につき	二、九〇〇円
腸管出血性大腸菌感染症	一件につき	二、九〇〇円
アメーバ赤痢	一件につき	一、五〇〇円
ウエストナイル熱	一件につき	二、三五〇円
A型肝炎	一件につき	三、〇五〇円
黄熱	一件につき	二、三三〇円
後天性免疫不全症候群	一件につき	二、八五〇円
シアルジア症	一件につき	一、五〇〇円
腎症候性出血熱	一件につき	二、三三〇円
日本脳炎	一件につき	二、三三〇円
破傷風	一件につき	三、一〇〇円
ハンタウイルス肺症候群	一件につき	二、三三〇円
麻疹	一件につき	二、三三〇円

この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

省 令

○文部科学省令第一号

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十六条の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日

文部科学大臣 高木 啓明

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第六十号）の一部を次のように改正する。
第十五条第三号中「十年間」を「十年三ヶ月間」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

訓 令

○内閣府訓令第十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十一日

内閣総理大臣 菅 直人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。
別表「経済財政分析担当」の項中7から9までを削り、10及び11を「10及び11」繰り上げ、6の次に次のように加える。

7 地域活性化交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

この訓令は、平成二十二年十二月二十一日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第一号

平成二十四年歌会始のお題は、次のように定められた。

平成二十三年一月十四日

宮内庁長官 羽毛田信吾

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金適正化法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年一月十四日

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏 名

三八四一 二二 二二 一七 大石 一良

三八四二 二二 二二 一七 折田 武尚

三八四三 二二 二二 一七 大森志寿夫

三八四四 二二 二二 一七 長井 哲朗

○法務省告示第十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年一月十四日

法務大臣 仙谷 由人

住所 東京都品川区南大井5丁目9番8号
梁政井 平成5年3月31日生

住所 大分県中津市永瀬276番地2
金藤原 昭和62年4月23日生

住所 奈良市御旅町1323番地2
李明波 昭和52年5月18日生

住所 京都府舞鶴市田中町76番地14
金越 昭和31年3月9日生

住所 熊本県宇市 昭和50年10月4日生
熊本直子 昭和50年10月4日生

住所 金沢市 昭和56年11月20日生
金裕貴 昭和56年11月20日生

住所 金沢市 昭和59年9月12日生
金真也 昭和59年9月12日生

住所 大阪府東大阪市瓜生堂1丁目4番3-102号
住野 大阪府東大阪市瓜生堂1丁目4番3-102号

住所 金沢市 昭和58年6月28日生
金裕史 昭和58年6月28日生

住所 京都市左京区北白川(東)内町6番地
千原政 昭和21年6月24日生

住所 千葉県代子 昭和23年4月23日生
千原美代子 昭和23年4月23日生

住所 京都市伏見区羽衣新町三丁目55番地67
住野 京都市伏見区羽衣新町三丁目55番地67

住所 住野代 昭和34年7月28日生
住野代 昭和34年7月28日生

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中、第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録の保存

を
第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録
を
第三十八條の十九第十九号の規定による記録

による記録の保存
に改める。

別表第二特定化学物質障害予防規則の項中、第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録

を
第三十八條の十九第十九号の規定による記録
に改める。

附則
第一條 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二條 労働安全衛生規則第八十六條第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八條第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十三年七月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令昭和四十七年政令第三百十八号、別表第三第二号若しくは19の2に掲げる物又は第二條の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)以下「新特化則」といふ。別表第一第十五号若しくは第十九号の二に掲げる物(以下「酸化プロピレン等」又は「一・一・ジメチルヒドラーゼン等」といふ)に係るもの、労働安全衛生規則別表第七の二十の二の項の上欄に掲げる機械等であつて、一・四・ジクロロニフテン又は一・四・ジクロロニフテンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「一・四・ジクロロニフテン等」といふ)に係るもの又は第一條の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の四の項の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)
第三條 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第四條 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

第五條 第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置
(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)
第六條 酸化プロピレン等又は一・一・ジメチルヒドラーゼン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第四條及び第五條の規定は、適用しない。

(特定化学設備に関する経過措置)
第六條 酸化プロピレン等又は一・一・ジメチルヒドラーゼン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十三條から第十七條まで、第十八條の二、第十九條第二項及び第三項、第十九條の二から第二十條まで、第三十一條並びに第三十四條の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)
第七條 酸化プロピレン等又は一・一・ジメチルヒドラーゼン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十八條の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)
第八條 酸化プロピレン等又は一・一・ジメチルヒドラーゼン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場で酸化プロピレン等又は一・一・ジメチルヒドラーゼン等を合計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十九條第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)
第九條 酸化プロピレン等又は一・一・ジメチルヒドラーゼン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第二十一條の規定は、適用しない。

(一・四・ジクロロニフテン等に関する経過措置)
第十條 一・四・ジクロロニフテン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所等、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第三十八條の十七第一項第一号の規定は、適用しない。

(一・三・プロパンストロン等に関する経過措置)
第十一條 一・三・プロパンストロン又は一・三・プロパンストロンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第三十八條の十九第一号、第三号から第九号まで及び第十七号の規定は、適用しない。

厚生労働省令第六号
○厚生労働省令第六号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六條第六項第九号並びに第十四條第一項及び第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日
厚生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
第一條 この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

第二條 第九号の次に次の一号を加える。
三十 薬剤耐性アシネトバクター感染症

第六條の表の五の項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」を加える。

第七條 第一項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」を加える。

附則
この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>一類感染症 (略)</p> <p>二類感染症 (略)</p> <p>三類感染症 (略)</p> <p>四類感染症 (18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、(20)A型肝炎、(21)エキノコックス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサナル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)腎症候性出血熱、(32)西部ウマ脳炎、(33)ダニ媒介脳炎、(34)炭疽、(35)チクングニア熱、(36)つつが虫病、(37)デング熱、(38)東部ウマ脳炎、(39)鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、(40)ニパウイルス感染症、(41)日本紅斑熱、(42)日本脳炎、(43)ハンタウイルス肺症候群、(44)Bウイルス病、(45)鼻疽、(46)ブルセラ病、(47)ベネズエラウマ脳炎、(48)ヘンドラウイルス感染症、(49)発しんチフス、(50)ボツリヌス症、(51)マラリア、(52)野兎病、(53)ライム病、(54)リッサウイルス感染症、(55)リフトバレー熱、(56)類鼻疽、(57)レジオネラ症、(58)レプトスピラ症、(59)ロッキー山紅斑熱</p> <p>五類感染症(全数) (60)アメーバ赤痢、(61)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、(62)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(63)クリプトスポリジウ</p>	<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>一類感染症 (略)</p> <p>二類感染症 (略)</p> <p>三類感染症 (略)</p> <p>四類感染症 (18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、(20)A型肝炎、(21)エキノコックス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサナル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)腎症候性出血熱、(32)西部ウマ脳炎、(33)ダニ媒介脳炎、(34)炭疽、(35)つつが虫病、(36)デング熱、(37)東部ウマ脳炎、(38)鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、(39)ニパウイルス感染症、(40)日本紅斑熱、(41)日本脳炎、(42)ハンタウイルス肺症候群、(43)Bウイルス病、(44)鼻疽、(45)ブルセラ病、(46)ベネズエラウマ脳炎、(47)ヘンドラウイルス感染症、(48)発しんチフス、(49)ボツリヌス症、(50)マラリア、(51)野兎病、(52)ライム病、(53)リッサウイルス感染症、(54)リフトバレー熱、(55)類鼻疽、(56)レジオネラ症、(57)レプトスピラ症、(58)ロッキー山紅斑熱</p> <p>五類感染症(全数) (59)アメーバ赤痢、(60)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、(61)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(62)クリプトスポリジウ</p>

新

ム症、(64)クロイツフェルト・ヤコブ病、(65)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(66)後天性免疫不全症候群、(67)ジアルジア症、(68)髄膜炎菌性髄膜炎、(69)先天性風しん症候群、(70)梅毒、(71)破傷風、(72)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(73)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(74)風しん、(75)麻しん

新型インフルエンザ等感染症

(102)新型インフルエンザ、(103)再興型インフルエンザ

2 定点把握の対象

五類感染症(定点)

(76)RSウイルス感染症、(77)咽頭結膜熱、(78)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(79)感染性胃腸炎、(80)水痘、(81)手足口病、(82)伝染性紅斑、(83)突発性発しん、(84)百日咳、(85)ヘルパンギーナ、(86)流行性耳下腺炎、(87)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、(88)急性出血性結膜炎、(89)流行性角結膜炎、(90)性器クラミジア感染症、(91)性器ヘルペスウイルス感染症、(92)尖圭コンジローマ、(93)淋菌感染症、(94)クラミジア肺炎(オウム病を除く)、(95)細菌性髄膜炎、(96)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(97)マイコプラズマ肺炎、(98)無菌性髄膜炎、(99)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(100)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(101)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(104)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(105)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 (略)

第3～第4 (略)

旧

ム症、(63)クロイツフェルト・ヤコブ病、(64)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(65)後天性免疫不全症候群、(66)ジアルジア症、(67)髄膜炎菌性髄膜炎、(68)先天性風しん症候群、(69)梅毒、(70)破傷風、(71)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(72)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(73)風しん、(74)麻しん

新型インフルエンザ等感染症

(100)新型インフルエンザ、(101)再興型インフルエンザ

2 定点把握の対象

五類感染症(定点)

(75)RSウイルス感染症、(76)咽頭結膜熱、(77)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(78)感染性胃腸炎、(79)水痘、(80)手足口病、(81)伝染性紅斑、(82)突発性発しん、(83)百日咳、(84)ヘルパンギーナ、(85)流行性耳下腺炎、(86)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、(87)急性出血性結膜炎、(88)流行性角結膜炎、(89)性器クラミジア感染症、(90)性器ヘルペスウイルス感染症、(91)尖圭コンジローマ、(92)淋菌感染症、(93)クラミジア肺炎(オウム病を除く)、(94)細菌性髄膜炎、(95)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(96)マイコプラズマ肺炎、(97)無菌性髄膜炎、(98)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(99)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(102)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(103)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 (略)

第3～第4 (略)

新	旧
<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者(第2の(51)を除く)を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の(60)、(62)、(64)、(65)、(66)、(68)、(69)、(71)、(72)、(73)、(74)又は(75)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者(第2の(20)及び(50)を除く)を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の(59)、(61)、(63)、(64)、(65)、(67)、(68)、(70)、(71)、(72)、(73)又は(74)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p>

新

(2) 定点の選定

ア 患者定点
 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、定点を選定できるだけの当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(76)から(86)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3 + (人口 - 7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

旧

(2) 定点の選定

ア 患者定点
 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、定点を選定できるだけの当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(75)から(85)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3 + (人口 - 7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(86)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

新

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

- ③ 対象感染症のうち、第2の(88)及び(89)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(90)から(93)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

旧

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

- ③ 対象感染症のうち、第2の(87)及び(88)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(89)から(92)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

新

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	1+ (人口-7.5万人) / 13万人

⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

① (略)

② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(77)、(78)、(79)、(81)、(84)、(85)及び(86)を対象感染症とすること。

③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(87)を対象感染症とすること。

④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(88)及び(89)を対象感染症とすること。

⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(95)及び(98)を対象感染症とすること。

3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報を除く）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2)のアの④及び⑤（第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報のみ）

旧

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	1+ (人口-7.5万人) / 13万人

⑤ 対象感染症のうち、第2の(93)から(99)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

① (略)

② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(76)、(77)、(78)、(80)、(83)、(84)及び(85)を対象感染症とすること。

③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(86)を対象感染症とすること。

④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(86)及び(88)を対象感染症とすること。

⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(94)及び(97)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(95)、(98)及び(99)に関する患者情報を除く）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2)のアの④及び⑤（第2の(95)、(98)及び(99)に関する患者情報のみ）により選定され

新

により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ (略)

(4) (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症の選定

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症の定点を選定する。また、定点を選定するに当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるように考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(104)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(105)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標榜する医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの)を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

旧

た患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ (略)

(4) (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症の選定

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症の定点を選定する。また、定点を選定するに当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるように考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(102)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(103)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標榜する医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの)を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

新

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7+6 \times (\text{人口}-12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

旧

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7+6 \times (\text{人口}-12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。